

廃棄物(ゴミ)の海洋投棄の禁止!

カードA

船内で発生した廃棄ゴミは、各自お持ち帰りいただく等、船長の指示に従って適切に処理してください。

「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」により、廃棄物の海洋への投棄は厳しく規制されています。

違反した場合、1,000万円以下の罰金の対象となりますのでご注意ください。

船舶からの廃棄物排出基準要約

カードB

海域排出が可能な廃棄物区分	排出海域	排出方法
日常生活廃棄物		
食物くず	○ 一般海域のうち、領海の基線から 3海里以遠	○ 国土交通省令で定める技術上の基準に適合した粉碎装置で処理して排出(最大直径25mm以下) ○ 航行中に排出
	○ 海洋施設等周辺海域 (南極海域以外の海域のうち全ての国の領海の基線からその外側12海里の線を超える海域にある船舶又は海洋施設に係るものに限る)	○ 国土交通省令で定める技術上の基準に適合した粉碎装置で処理して排出(最大直径25mm以下)
	○ 一般海域のうち、領海の基線から 12海里以遠	○ 航行中に排出
通常活動廃棄物		
貨物残さ (国土交通省令で定める物質を含むものを除く)	○ 全ての国の領海の基線からその外側12海里以遠 (バルティック海海域、北海海域、南極海域、ガルフ海域、地中海海域、拡大カリブ海域、北極海域、海洋施設等周辺海域及び指定海域を除く)	○ 航行中に排出
動物の死体	○ 全ての国の領海の基線からその外側100海里以遠 (バルティック海海域、北海海域、南極海域、ガルフ海域、地中海海域、拡大カリブ海域、北極海域及び海洋施設等周辺海域を除く)	○ できる限り速やかに海底沈降するよう必要な措置 ○ 航行中に排出

- 「日常生活廃棄物」とは、船舶内にある船員その他の者の日常生活に伴い生ずるごみ又はこれに類する廃棄物。
- 「通常活動廃棄物」とは、輸送活動、漁ろう活動その他の船舶の通常の活動に伴い生ずる廃棄物。
- 「動物の死体」とは、貨物として輸送される動物であってその輸送中に死亡したものの死体
- 漁ろう活動に伴い生ずる生鮮魚及びその一部は、特定沿岸海域及び指定海域を除くすべての海域において排出することができる。排出方法は限定されていない。
- 貨物艙の洗浄水は、特別海域、海洋施設等周辺海域及び指定海域を除くすべての海域において排出することができる。但し、航行中に排出すること。
- 船体外側の洗浄水は、海洋施設等周辺海域及び指定海域を除くすべての海域において排出することができる。排出方法は限定されていない。
- これらの洗浄水等の汚水の排出は、その水質が国土交通省令で定める基準に適合するものに限る。

上記の廃棄物、排出海域、排出方法によるもの以外はすべて排出禁止!

【海上排出してはいけない物の例】

- ・プラスチック ・発泡スチロール ・ダンネージ ・梱包材 ・ビニール袋 ・化繊ロープ
- ・漁具 ・廃食油 ・焼却灰 ・紙、布、ガラス、金属、ピン、空缶、陶器等